柔整、鍼灸･マッサージの施術内容の調査について

本組合では、医療費の適正化を図るため平成25年度から柔道整復師等の施術について、外部の業者に委託して施術内容の審査を行っております。

この審査のため、柔道整復師等の施術内容について以下のとおり照会文書を送付いたしますので、照会文書が届きましたらご回答をお願いします。

1. 調査方法

組合員・被扶養者の方が受けた柔道整復師、鍼灸・マッサージ師の施術について施術内容を点検します。

そのうち一部の組合員の方に施術内容（施術日、施術箇所など）の照会文書を送付しますので回答期限までにご回答ください。

2. 照会文書の送付日　平成27年11月20日

（回答期限：平成27年12月4日）

3. 調査の委託先　株式会社　メディブレーン